

愛知県大規模小売店舗立地法運用要綱

(目的)

第1 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の運用について、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「施行令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な手続きに関して定めるものとする。

(法運用に係る行政機関)

第2 法第1条の目的を達成するため、法第4条の規定により経済産業大臣が定めた大規模小売店舗を設置する者（以下「設置者」という。）が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）に定められた事項を審査するためには、法第12条の規定により関係行政機関の協力を求めることが必要であり、知事部局及び警察本部の関係課で構成する大規模小売店舗立地法庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置する。

2 前項の庁内連絡会議は、届出など法手続状況の連絡及び構成課が各々分掌する行政事務の観点からの連絡調整を行うために開催するものとする。

(届出の準備)

第3 法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をしようとする者は、あらかじめ周辺地域の生活環境への影響について十分な調査及び予測を行い、関係市町村及び関係行政機関に計画の概要を説明し、助言を受けるなど、計画内容を検討し、入居する小売業者など全ての届出事項を定め、法第4条の規定に基づく指針の示すところにより自主的に適切な対応を行うとともに、周辺地域の生活環境へのあらゆる影響を極力少なくするよう自ら配慮しなければならない。

(届出書の提出部数)

第4 法第5条第1項、第6条第2項、第8条第7項、第9条第4項及び附則第5条第1項に基づく届出書（添付書類を含む。以下同じ。）の提出部数は、6部（正本1部、副本5部）とする。

2 法第6条第1項及び第5項並びに第11条第3項に基づく届出書の提出部数は、3部（正本1部、副本2部）とする。

(広域案件)

第5 当該届出に係る大規模小売店舗の出店により、大規模小売店舗の所在地（以下「出店地」という。）の属する市町村（以下「市町村」という。）の近隣市町村において地域の生活環境への影響が想定される場合は、広域案件とする。

2 広域案件の判断は、原則として次に掲げる基準によるものとし、この基準により難しい場合は県と近隣市町村との協議により判断するものとする。

(1) 店舗面積が3千平方メートル未満の大規模小売店舗の案件で、出店地の敷地境界

から半径1キロメートルの範囲が、近隣市町村の行政区域に含まれるものを広域案件とする。

- (2) 店舗面積が3千平方メートル以上の大規模小売店舗の案件で、出店地の敷地境界から半径2キロメートルの範囲が、近隣市町村の行政区域に含まれるものを広域案件とする。

(概要書及び図面集の提出)

第6 県は法第5条第1項、第6条第2項、第8条第7項、第9条第4項又は附則第5条第1項の規定による届出をしようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した概要書(出店計画概要書又は変更計画概要書)及び図面集を作成するよう求めるものとする。

- (1) 法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項の規定による届出事項
- (2) 法第4条の規定に基づく指針を踏まえて配慮する事項及びその内容
- (3) 前2号以外の事項で、設置者が自主的に周辺地域の生活環境の保持のため配慮する事項があればその内容
- (4) 設置者が各種措置を講ずる際の前提となる予測調査を行った場合、その結果及び算出根拠
- (5) その他計画概要を説明する事項
- (6) 計画概要を記す図面

2 県は、届出の際、設置者に概要書及び図面集を必要部数提出させるものとする。

3 県は、設置者に対し、届出後一週間以内に概要書を市町村(広域案件の場合は近隣市町村を含む。)が必要とする部数を提出し、必要に応じ、その内容を市町村に説明するよう求めるものとする。

4 概要書及び図面集は、開示を行うものとする。

(公告及び縦覧)

第7 法第5条第3項(法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。)、第6条第6項、第8条第3項及び第6項並びに第9条第3項の規定による公告は、愛知県公報に掲載するものとする。

2 法第5条第3項(法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。)、第8条第3項及び第6項の規定による縦覧は、経済産業局中小企業部商業流通課(名古屋市中区三の丸三丁目1番2号)で行うものとする。

3 法第5条第1項、第6条第1項及び第2項並びに附則第5条第1項の届出に対する取り下げの届出があったときは、公告するものとし、愛知県公報に掲載するものとする。

(届出書の送付、周辺地域の住民への周知)

第8 県は法第5条第1項、第6条第2項、第8条第7項、第9条第4項及び附則第5条第1項の規定による届出を受理したときは、市町村に届出書(副本)2部を、出店地を管轄する東三河総局企画調整部産業労働課、新城設楽振興事務所山村振興課及び県民事務所産業労働課(以下「県民事務所等」という。)に届出書(副本)1部を速やかに送付するものとする。

2 前項の届出書(副本)の送付を受けた市町村及び県民事務所等は、周辺地域の住民が計画概要を把握するために届出書の閲覧などの利便を図るよう努めるものとし、また

市町村は法第5条第1項、第6条第2項及び附則第5条第1項の届出書の概要並びに届出書類及び添付書類の縦覧場所を広報紙等に掲載するなど地域に計画概要を周知するように努めるものとする。

- 3 県は法第6条第1項及び第5項並びに第11条第3項の規定による届出を受理したときは、市町村及び県民事務所等にそれぞれ届出書（副本）1部を送付するものとする。

（軽微な変更）

第9 法第6条第4項ただし書きの規定による軽微な変更については、次に定める方法により取り扱うものとする。

- (1) 法第6条第2項又は附則第5条第1項の届出をするものは、当該届出の際、軽微な変更該当する理由を書面により提出するものとする。
- (2) 県は市町村と協議し認定するものとする。

（説明会の開催）

第10 法第7条の規定による説明会の開催回数は、原則として1回とし、法第5条第1項の規定による届出のうち店舗面積が3千平方メートル以上の店舗、法第6条第2項及び附則第5条第1項の規定による届出のうち3千平方メートル以上増加させる店舗については2回とする。ただしこの開催回数では周辺地域の住民への説明が不十分であると見込まれる場合は、県と市町村が協議して3回を上限として別途定めるものとする。

- 2 市町村は、設置者から説明会の周知方法、開催日時、開催場所などについてその内容を聴取するものとする。
- 3 説明会の開催の公告は、原則として次に掲げる範囲の地域を対象として、その地域の主要な日刊新聞紙への掲載、主要な日刊新聞紙へのチラシの折り込み広告又は地域の回覧等の方法で行うものとし、県及び市町村はその内容について報告を求めるものとする。
 - (1) 店舗面積が3千平方メートル未満の大規模小売店舗は、出店地の敷地境界から半径1キロメートルの範囲
 - (2) 店舗面積が3千平方メートル以上の大規模小売店舗は、出店地の敷地境界から半径2キロメートルの範囲
- 4 県は設置者に対し、説明会において概要書又はその主要な部分の要約資料を配布して説明するよう求めるものとする。
- 5 県は設置者に対し、説明会において次に掲げる事項を周知するよう求めるものとする。
 - (1) 届出書の縦覧期間及び縦覧場所
 - (2) 住民等の意見書の参考様式及び提出先
- 6 県は設置者に対し、すべての説明会終了後すみやかにその実施状況報告書を作成し、県及び市町村（広域案件の場合は近隣市町村を含む。）に2週間以内に提出するよう求めるものとする。
- 7 施行規則第11条第2項による説明会を敷地内の掲示に替えることについて、設置者は届出の際、書面によりその理由を県に提出するものとし、県は市町村と協議して認定するものとする。
- 8 法第7条第4項及び施行規則第13条に規定する公告した説明会を設置者が開催できない事由として県が認めるものについては、市町村と協議して認定するものとする。
- 9 前項の規定により説明会を開催することを要しない場合には、設置者は第3項の方法により届出等の内容を周知するよう努めるものとする。

- 10 第7項の規定により説明会を開催することを要しない場合、県は設置者に対し、敷地内の掲示終了後速やかにその実施状況報告書を作成し、県及び市町村（広域案件の場合は近隣市町村を含む。）に2週間以内に提出するよう求めるものとする。
- 11 第6項の説明会実施状況報告書及び第10項の敷地内掲示実施状況報告書は開示を行うものとする。

（大規模小売店舗立地法出店地連絡会議）

- 第11 県は、原則として次に掲げる届出の場合は、指針に基づき配慮する事項の妥当性及び出店者が予測する数値の実効性など、審査のために参考となる事項を確認し協議するため、法第7条の規定による説明会の終了後に出店地の市町村内において、大規模小売店舗立地法出店地連絡会議（以下「出店地連絡会議」という。）を開催するものとする。
- (1) 店舗面積が3千平方メートル以上の大規模小売店舗の法第5条第1項の規定による届出
 - (2) 店舗面積が3千平方メートル以上増加する大規模小売店舗の法第6条第2項の規定による届出
 - (3) 店舗面積が3千平方メートル以上増加する大規模小売店舗の法附則第5条第1項の規定による届出
- 2 県は、設置者及び入居する小売業者等に対し、必要に応じて出店地連絡会議において出店計画概要及び説明会の開催状況等について説明するよう求めるものとする。

（市町村の意見）

- 第12 法第8条第1項及び第9条第1項の規定による市町村の意見の聴取は、書面で行うものとし、市町村は、地域の関係行政機関、住民などの幅広い意見を踏まえて市町村の意見として書面に取りまとめ、県に提出するものとする。

（住民等の意見）

- 第13 法第8条第2項の規定による市町村に居住する者等意見を有する者の意見書は、次に掲げる事項を記載するものとし、県へ書面にて提出するものとする。
- (1) 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見の内容

（大規模小売店舗立地審議会での審査）

- 第14 県は、法第8条第4項の規定による意見及び第9条第1項の規定による勧告について、その審査のため、大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、その答申を踏まえて意見を述べる又は勧告を行うものとする。
- 2 審議会は、その透明性の確保を図るため、全委員の氏名及び議事概要を公表するとともに、原則として会議録を開示するものとする。

（県の意見及び勧告）

- 第15 県は、法第8条第4項の規定により意見を述べたとき又は意見を有しない旨を通知したとき及び第9条第1項の規定により勧告したときは、その周知のため、市町村に、

その通知書の写しを送付するものとする。

(県の意見及び勧告に対応する変更の届出)

第 16 県は、法第 8 条第 4 項の規定による意見を受けた設置者に対し、その内容を十分に理解して原則として 2 か月以内に変更届出又は変更しない旨の通知を行うよう求めるものとする。

2 県は、法第 9 条第 1 項の規定による勧告を受けた設置者に対し、その内容を十分に理解して原則として 2 か月以内に変更届出を行うよう求めるものとする。

(公表の方法)

第 17 法第 9 条第 7 項の規定による公表は、原則として愛知県公報に掲載するものとし、必要に応じ、県の他の広報媒体においても行うものとする。

2 県は、前項の公表を行ったときは、その周知のため市町村にその旨書面で通知するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

2 この要綱は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。ただし、会議の公開に係る事項については、同年 10 月 1 日から施行する。

3 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 第 4 項、第 10 第 1 1 項の規定は、平成 16 年 4 月 1 日前に提出があったものについては適用しない。

4 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

5 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

6 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

7 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

8 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。